

区を被告とする訴訟等の提起について

【報告案件1】

1 事件名

否認権行使請求事件(東京地方裁判所 平成30年(ワ)第13179号)

2 当事者

原告 破産者中野区民破産管財人

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成30年(2018年)4月25日 東京地方裁判所に訴えの提起

5月7日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、中野区長が平成22年9月1日から平成26年8月31日までを対象期間として、破産者から生活保護法第78条第1項に基づき徴収した徴収金(以下「本件徴収金」という。)について、同破産者の破産管財人である原告が、本件徴収金のうち平成22年9月1日から平成26年6月30日までに支払われた保護費に係る徴収金については、平成26年に改正された生活保護法(平成26年7月1日施行)の施行日より前に支払われた保護費に係る徴収金であり、法改正後の生活保護法第78条第4項の規定は適用されないと主張し、被告である中野区に対し、破産法第162条第1項1号イの否認権行使による原状回復義務に基づき、90万6,996円及び遅延損害金の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、原告に対し、90万6,966円及びうち84万円に対する平成30年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 原告は、平成30年1月24日に破産手続開始決定を受けた中野区民(以下単に「破産者」という。)の破産管財人である。

イ 被告の区長は、平成20年7月24日、破産者1名の世帯について金銭給付の方法による生活扶助を開始する旨の決定をし、平成26年11月18日、破産者に対し、同人が収入申告書に虚偽となる内容を記載するなどしたことを理由とする生活保護法第78条第1項に基づく徴収決定（徴収対象期間：平成22年9月1日から平成26年8月31日まで。以下「本件徴収金決定」という。）を行った。

その後、被告は、本件徴収金決定により破産者が被告に対して負担した費用償還義務の弁済として、平成26年12月末頃から平成29年11月2日までの間に、合計105万円を破産者から徴収した。

破産者は被告に対し、遅くとも平成27年8月3日、破産者が自己破産申立て予定である旨を伝え、これにより被告は破産者の支払停止及び支払不能につき悪意となった。

ウ 平成26年の法改正（平成26年7月1日施行）前の生活保護法第78条の徴収金を債権者が支払不能の債務者から支払不能の事実を認識しつつ徴収することについては、破産法第162条第1項の偏頗弁済否認の規定が適用される。

その後、当該法改正により、生活保護法第78条の徴収金については破産法第162条第1項の偏頗弁済否認の規定が適用されないこととされたが、経過措置として、施行日より前に支払われた保護費に係る徴収金の徴収については、従前の例によるとされた。

したがって、本件徴収金決定の徴収対象期間である平成22年9月1日から平成26年8月31日までのうち、平成22年9月1日から平成26年6月30日までの期間に支払われた保護費に係る徴収金については、少なくとも平成27年8月3日以降平成29年11月2日までの徴収分84万円につき、同項の偏頗弁済否認の規定が適用される。

【報告案件2】

1 事件名

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件（東京地方裁判所 平成30年（行ウ）第188号）

2 当事者

原告 中野区民外38名

被告 中野区外12名

3 訴訟の経過

平成30年（2018年）5月14日 東京地方裁判所に訴えの提起

6月13日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が憲法及び生活保護法に違反して生活保護基準を引き下げる告示を行い、これに従い行われた福祉事務所長による生活保護変更決定は違憲・違法であるとして、当該変更決定処分の取消しを求めるとともに、当該違憲・違法な告示に基づき原告らの生活扶助費が減額されたことにより、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活を強いられたとして、被告らに対して慰謝料の支払を求めるものである。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 訴状別紙処分一覧表の「処分庁」欄記載の各処分庁が「処分の名宛人」欄記載の各原告らに対して「処分日」欄記載の各年月日付けでした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定のうち、平成27年厚生労働省告示第117号によって金額を減額する部分を取り消す。

イ 訴状別紙原告目録の「国家賠償請求における被告」欄記載の被告らは、対応する各原告に対し、連帯して、金1万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びにイにつき仮執行宣言を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 本件に係る生活保護基準引下げは、厚生労働省が引下げの根拠として説明する「デフレ調整」及び「歪み調整」に重大かつ明白な誤りがあり、その違憲性及び違法性は誰の目にも明らかである。

イ また、原告らは、当該基準引下げにより、食事すらままならず、入浴及び衣服の購入も著しく制限され、他者との交流及び社会参加もできず社会から排除された状態に追い詰められる等、非人間的な生活を強いられ、憲法第25条第1項の規定により保障されている生存権の侵害のみならず、憲法第13条の規定により保障されている個人の尊厳さえも傷つけられている。